

平成19年第7回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成19年12月21日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第66号 政治倫理の確立のための本巢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第67号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第68号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第69号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第70号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第74号 市道路線の認定について
- 日程第9 議案第75号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第76号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第77号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第78号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第79号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 認定第2号 平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第3号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第4号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第5号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第6号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第7号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 請願第1号 上真桑若宮地内での砂利採取事業について
- 日程第21 請願第2号 原爆症認定制度に関する意見書の採択について
- 日程第22 議案第80号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第81号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第82号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第25 議案第83号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第84号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第85号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第86号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第87号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 発議第5号 暴力追放都市宣言決議について

- 日程第31 発議第6号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について
日程第32 発議第7号 上真桑若宮地内での砂利採取事業に関する意見書について
日程第33 発議第8号 原爆症認定問題の早期解決を求める意見書について
日程第34 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	鷺見良雄
市民環境部長	坪内博	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	杉山勝美

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯尾正雄	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（瀬川治男君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 大熊和久子君と17番 大西徳三郎君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

○議長（瀬川治男君）

これより日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

おはようございます。

総務企画委員会から諸般の報告をいたします。

12月7日午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務企画委員会を開催しました。

委員会には委員7名が出席し、議案説明のため、内藤市長、高木副市長、守屋収入役、土川総務部長、鷺見企画部長、藤原根尾総合支所長のほか関係職員の出席を求め、付託4件、協議1件について慎重に審査・協議をいたしました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第66号、67号、68号、認定第2号及び協議案件、議案第75号、続いて企画部関係の付託案件、認定第2号及び協議案件、議案第75号についての審査・協議を行いました。

続いて、ケーブルテレビCCNet本巢局へ現地視察をいたしました。

以上、総務企画委員会の報告を終わります。

○議長（瀬川治男君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

文教福祉委員会から報告します。

12月10日午前9時から、真正分庁舎第1委員会室において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため、内藤市長、高木副市長、守屋収入役、高橋教育長、坪内市民環境部長、島田健康福祉部長、杉山教育委員会事務局長のほか関係職員の出席を求め、付託3件、請願1件、協議3件について慎重に審査・協議をいたしました。

その後、国では原爆症認定基準の見直しを検討される状況のため、早急に被爆者の実態に即した原爆症認定制度に関する請願について再審査を行う必要が生じたため、12月18日午後4時20分より3階第1委員会室にて文教福祉委員会を開催し、請願第2号 原爆症認定制度に関する意見書の採択について再審査を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件、認定第2号、3号、4号及び協議案件、議案第75号、76号、77号、続いて議会関係の付託案件、請願第2号、続いて健康福祉部関係の付託案件、認定第2号及び協議案件、議案第75号。

続いて教育委員会関係の付託案件、認定第2号及び協議案件、議案第75号。

その他として、1. 特定健康診査・特定保健指導について、2. 岐阜県後期高齢者医療広域連合について、3. 本巣市幼児教育体制研究会、4. 学校給食用食器、5. 十四条地内での交通事故についての報告がありました。

その後、弾正保育園改修工事、土貴野小学校耐震工事、給食センター建設工事、真桑小学校留守家庭教室の現地視察を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告を終わります。

○議長（瀬川治男君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、委員長報告を行います。

12月11日午前9時から、糸貫分庁舎特別会議室において産業建設委員会を開催しました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため、内藤市長、高木副市長、守屋収入役、服部産業建設部長、藤原林政部長、林上下水道部長ほか関係職員の出席を求め、付託7件、請願1件、協議3件について慎重に審査・協議をいたしました。

初めに、現地視察として請願の砂利採取現場、下水農業集落排水の真正浄化センター、市道路線の認定箇所視察を行いました。

視察後、上下水道部関係の付託案件、議案第70号、認定第2号、5号、6号、7号及び協議案件、議案第75号、78号、79号、続いて産業建設部、林政部関係の付託案件、議案第69号、74号、認定第2号、協議案件、議案第75号、続いて議会関係の請願第1号について審査をしました。

また、道路特定財源制度の意見書について、道路整備を目的とした財源制度を堅持するとともに、おこなわれている地方の道路整備に積極的に充当されるよう意見書を提出すべきものと決定しました。

そのほかとして、上下水道事業の進捗状況、大井能郷線林道開設事業の状況、緑資源幹線林道関が原八幡線（久瀬、根尾間）開設状況、本巢市道路網整備計画、県営土地改良総合整備事業糸貫地区についての報告がありました。

以上、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（瀬川治男君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第66号から日程第5 議案第68号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第3、議案第66号 政治倫理の確立のための本巢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第68号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第66号から議案第68号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

議案第66号 政治倫理の確立のための本巢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第67号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第68号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第66号、議案第67号、議案第68号まで全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

○議長（瀬川治男君）

議案第66号 政治倫理の確立のための本巢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第66号 政治倫理の確立のための本巢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第67号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第67号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第68号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第68号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第69号及び議案第70号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第6、議案第69号 本巣市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてと日程第7、議案第70号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第69号と議案第70号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

議案第69号 本巣市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。討論を省略し採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第70号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。討論を省略し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長（瀬川治男君）

議案第69号 本巣市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第69号 本巣市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第70号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま

す。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第70号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第74号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第8、議案第74号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第74号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

議案第74号 市道路線の認定については、糸貫地区の案件で土質調査、道路強度については問題はないかの質問に対し、問題はないとの答弁でした。質疑を終わり討論を省略し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（瀬川治男君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第74号 市道路線の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9 議案第75号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第9、議案第75号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第75号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第76号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第10、議案第76号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第76号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第77号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第11、議案第77号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第77号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第78号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第12、議案第78号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第78号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第79号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第13、議案第79号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第79号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 認定第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第14、認定第2号 平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

認定第2号については、各常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員会より協議の結果を報告願います。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

認定第2号 平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部、企画部、議会事務局及び根尾総合支所に属する決算についての協議については、事業報告のうすずみの里定住促進事業で水鳥団地の宅地分譲の売れる方策についての質問に、担当課へつなぎますとの答弁でございました。

入湯税は何箇所からですかの質問に対し、2カ所との答弁でした。

トンネル以北の地域は、携帯がつながりにくいとの質問に対し、NTTドコモ、au、ソフトバンクの3社へ強く要望活動をしていますとの答弁でした。

携帯がつながるようにアンテナ鉄塔の助成、補助はないのですかとこの質問に、携帯への補助はありませんとの答弁でした。

ケーブルテレビが整備されたら、根尾川が急激な増水で夜中にサイレンが鳴ると不安であるため、監視をする越美山系事業所の監視カメラとドッキングして家庭で見られるように協定したらの質問に対し、災害防止のため実施の方向に向けて進めてまいりたいとの答弁でございました。

委員会では以上のような意見がありました。

○議長（瀬川治男君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

認定第2号 平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、市民環境部、根尾総合支所、健康福祉部及び教育委員会に属する決算については、特定健診・特定保健指導について、保険者は腹囲測定でメタボリック・シンドロームの保険加入者に保健指導が義務づけられ、健診の受診者が少ない保険、肥満の加入者が多い保険者にはペナルティーが課せられ、後期高齢者医療制度への支援金の負担がふえるかの質問に、平成25年度交付分からの後期高齢者支援金に加算・減算になりますとの答弁でした。

自治体の実施の健診が廃止され、国保に移ることによって保険税にも影響するのではの質問に、今の段階では上げる考えはありませんとの答弁でした。

環境監視員について、一人平均5.8時間の労働時間、内容はの質問に、9時より16時で早朝、夕方、土・日は必要に応じ臨時的に対応、生活環境保全のための不法投棄等の防止です。9時より16時以外の対応はの質問に、監視カメラを3カ所に設置、夜間・勤務外は職員が対応していますとの答弁でした。

犬・猫の糞害がひどいが、対応はの質問に、広報でパンフレット、自治会へ回覧し周知、車でパトロール等で対応していますとの答弁でした。

地球温暖化対策実行計画の内容は、市民へはの質問に、市の施設におきまして地球温暖化の原因である二酸化炭素の削減について取り組む内容です。職員へは認識・啓蒙ですが、市民へは市の広報紙8月号等で啓蒙していますとの答弁でした。

本巢、真正老人福祉センター管理費で、本巢の入浴サービスについての質問に、本巢の入浴は185回、延べ1,554人、本巢は送迎していないため真正も廃止しましたとの答弁でした。

授産所の活動で障害者自立支援法の影響はどの質問に対し、3つの授産所で仕事、収入とで自主努力がされていますが、運営等について社会福祉協議会が検討されていますとの答弁でした。

保育園で、クラスの正職員配置の取り組みはどの質問に対し、8クラスについて正職員でないため、ことし採用しましたが、3年をめどに解消するとの答弁でした。

妊婦健診で、無料健診の助成5回以上の発行ができないかとの質問に対し、今4回ですが、現場の意向を受けとめ検討しますとの答弁でした。

不均一課税が5ヵ年の20年で切れるが、子供に関する施策はどの質問に対し、教育委員会で協議し、根尾地域審議会で検討しますとの答弁でした。

図書室の本購入選定・廃棄の方法はどの質問に対し、購入は話題性、市民よりの声、要望等により、廃棄は表紙の劣化等によりしますとの答弁でした。

委員会では以上のような意見でした。

○議長（瀬川治男君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、上下水道部、産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する決算については、質疑はありませんでした。

○議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 道下君。

○8番（道下和茂君）

総務企画委員長の報告で、入湯税の件で2ヵ所ということをおっしゃいましたが、箇所数は当然本巢市は2ヵ所ということでおっしゃっていますので、予算の収入済額の3,421万4,000円に対して、2ヵ所でどういう割合ですかとお聞きしたと思うので、その部分の訂正をしていただいて、お願いしたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

暫時休憩します。

それでは、10時10分まで休憩します。

午前9時54分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開します。

8番 道下君の質問に対しまして、総務企画委員長 高橋勝美君より回答願います。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

訂正いたします。

入湯税の収入割合についてはどうかという質問に対し、2ヵ所でありまして収入の割合については手元にありませんので、後日資料等を提出しますという答弁でございました。以上です。

○議長（瀬川治男君）

そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

第1番目は起債の状況についてであります。市債の18年度末の状況について一般会計で120億余り、ほかの特別会計全部合わせると227億6,300万円というふうになっています。この市債の中で交付税参入分がどれだけあるかということについて、教えていただきたいと思えます。要するに実質的な借金がどれだけなのかということをはっきりさせるためであります。それが第1点目でありませぬ。

二つ目は、事業報告書の68ページに消防費がございます。この中に自主防災組織の状況について書いてあります。その状況を見ますと、自主防災組織の組織率は糸貫地域が100%、本巢地域が96.4%、真正地域が93.9%、根尾地域が80.6%と地域差がございます。そのことはいいんですけども、そこで、防災訓練をいろいろ市はやりますが、そうしたときに自主防災組織があるところはうまく連携がとれやすいと思うんですけども、そうでないところについてどのような形で防災訓練との関連性を持たせてやってみえるかということについてお伺いしたいということです。

それともう一つは自主防災組織に関連しまして、18年度予算の議会のときに申し上げたと思えますが、国民保護法が18年度に制定されてそれに基づく条例、予算等が組まれました。この国民保護法については、憲法上の問題も含めて私は問題があるということを指摘し、その自主防災組織というのはあくまでも自主的な組織なんです。だから100%の組織率になっていないという現状があるわけですね。自主的な組織と法律で強制される、国民保護法に基づく組織というのはあくまでも別であるべきだと思っております。そういうことも当時指摘したと思えますが、実際として今のこの自主防災組織の状況の中だからこそ、なおさら私は国民保護法関連の取り組みと別の問題としてやっていくべきだと改めて感じたわけでありませぬが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思えます。以上です。

○議長（瀬川治男君）

土川総務部長。

○総務部長（土川 隆君）

まず1点目の、起債残高に対する交付税の算入についてどれだけかということでございます。

起債の種類によりまして交付税に算入される仕組みとか制度がございまして、先ほど御質問に

ございました中で、一般会計の起債残高が18年度末の残高が120億8,400万円、特別会計が106億7,900万円、合わせまして227億6,300万円ほど残高がございます。この中で交付税に今後、元利償還金として交付税に算入される額につきましては、128億1,700万円ほどが今後、元利償還をしていく上での交付税の基準財政需要額に算入されるといった状況でございます。

続きまして、消防関係で自主防災組織についてのお尋ねでございますが、これまで各自治会に対しまして自然災害等が発生したときの対応をしていただくための趣旨とか御説明を申し上げまして、各自治会単位に自主防災組織を結成していただくよう、機会があるごとに自治会をお願いしております。その組織率につきましては先ほど御質問のあったとおりでございます。あくまでも自治会単位で自主防災組織を結成していただきたいということでございます。そうしたことから、今まで過去に市が行っております防災訓練につきましては、自治会単位の自主防災組織ということで、あくまでも基本はそうですが、自主防災組織が結成されていないところは自治会で参加をしていただいているケースもございますので、特段、住民に対しての防災訓練については、組織が結成されていないから訓練に参加されていないということではございませんので、その点、御理解をいただきたいと思えます。

国民保護法につきましては、3月議会で市においても国民保護計画を策定させていただいたということで議会で報告させていただいています。その中で、自主防災組織や各自治会の役割というのが定めてありまして、要するに武力攻撃とか緊急避難事態等が国の方で、いわゆるそういった事態が発生する恐れがあるということで警報等が発表されたときには、市においては直ちに住民に対して避難指示といたしますか、そういった措置をするわけでございますが、その中で自治会、また自主防災組織に対しまして住民の安全な避難誘導について役割を担っていただきたいといったことの計画で定めておりますので、住民の方が安全に避難できるような役割をお願いするというので、今後もそういった活動に対しまして支援をしてまいりたいといった考えを持っておるわけでございます。

[挙手する者あり]

○議長（瀬川治男君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

第1点の起債の問題につきましては、今の起債残高120億、あるいは合わせて220億という数字を見ると市の通常の予算規模、あるいはトータルで言えばそれを超えるような状況があるということで、この数字だけ見るとこれからの本巢市の財政はどうなってしまうんだろうという不安を持つ部分もあるんです。だから、ここで決算の認定がされると、広報を通じて決算状況の公表がされますが、そうした中に実際の借金はどうなのか、こういうこともきちんと市民にわかりやすい形で公表してもらいたいんじゃないかと思えますので、これは申し上げます。

それと3点目のことですが、国民保護法で決められたことは基本的には半ば強制なんです。法定のもの。自主防災組織というのはあくまでも自主的な話で、そぐわない部分があります。実際に

自主防災組織ができていないところでも、今、部長が答弁された内容についてはやっていくわけですね、自治会単位で。ということになれば、自主防災組織があろうとなかろうと自治会との関係で物事が進んでいくわけですから、必ずしも自主防災組織と関連づける必要はないし、自主防災組織を国民保護法の中に組み込んでしまっただけのものとしてやっていくということは考える余地があるのではないかと考えています。そのことについて、今、部長がどうしますとかいう答弁を今は求めませんが、そういう性質のものだということだけ申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番、鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

それでは、討論をいたします。

平成18年っていったいどんな年なのかということ振り返ってみますと、特に、暮らし・福祉を守っていくという観点から考えてみたときに、高齢者への増税が始まり、また定率減税の18年度は半分ですけれども廃止が始まり、また障害者自立支援法が始まり、それまで応能負担、能力に応じて利用料を払っていたのが、応益負担ということで一律負担を強いられるようになる、こういうような状態が生まれた年であります。こうしたものは、基本的には市の施策というよりも国の施策の中で市が押しつけられた部分もありますし、そういう意味で、非常に国の悪政がいろんな形であらわれてきた年だと思います。そうした中で、地方自治体である本巢市の行政が果たす役割は、やはり市民の暮らしや福祉をどう守っていくか、その防波堤にどうなっていくかということが問われた年であろうというふうに思っています。

そうした中で、前進的な面としては、子供の医療費について小学校を卒業するまで無料にするという、拡大をするということで積極的な施策をとられたということについては、この当初予算のときにも申し上げましたように、大いに評価はしておりますけれども、同時に、長寿者の褒賞条例の改定をするとかいうことも生まれておりますし、あるいは先ほど申し上げた国民保護法、これは憲法に抵触すると私は思っていますけれども、そうしたこともいろんな形で組み込まれてきている。

障害者自立支援法によるさまざまな悪影響が出てきているという現実の中で、残念ながら、なかなか市として有効な防衛手段がまだ十分、一部分いろいろ模索をされてとられているということは承知しておりますけれども、まだなかなか十分にできていないという状況も生まれています。

さらに当初予算でこの点も申し上げましたけれども、職員給与についても当分固定化をするよう

な、今回、後でまた出てまいりますけれども、若年者については若干のアップが図られるということにはなりませんけれども、今までずっと固定化してきて、あるいは引き下げるという状態が生まれてきたそういったことを相対的に考えてみたときに、もっともっと職員も市民も、そして特に弱者に対してどう積極的な施策を打っていくかという点では、残念ながらまだ弱い部分があるんじゃないかということと、先ほど長寿者条例の改定について申し上げましたけれども、これについて、合併してまだ2年という段階で変えていくというのは朝令暮改ではないかというようなことも当時申し上げました。そうしたことを考えてみたとき、私はまだ市が本当に国の悪政のもとでも、市としてどれだけ市民の暮らし・福祉を守るためにがんばっていくかという点で弱さがある予算であったというふうに残念ながら思わざるを得ません。そういう点で、当初予算にも反対をいたしましたし、今回の決算についても反対したいと思います。付け加えるならば、繰り返しますけれども、長寿者褒賞条例の改定について、まだ合併して2年だということを申し上げました。合併のときにいろんな合意事項があります。その中で特に市民の暮らしや福祉に直結する問題については、簡単に変えるべきものではないし、と言って永久不変のものではもちろんありませんので、どこかでいろんな見直しをすることについては否定はしません。けれども、例えば合併特別債については10年、均一課税については5年・10年という一つの区切りがあります。そういう意味ではせめてこれからいろんな施策についても、せめて5年はやっぱり守ってほしいということを付け加えて討論いたします。

○議長（瀬川治男君）

ただいま反対の発言がありました。原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

賛成の討論をいたします。

今、鶴飼議員より国の政策どうのこうの等々申し述べられました。我々、地方議会としては、陳情なり意見書などを国へ出しているいろいろ国に対して物を言うというのが限度かなと、そんなようなことで我々本巣市においては、正直言って合併して2年ちょっと、18年度予算ですから2年ちょっとということで、正直言って一生懸命努力されたという跡がいろんなところで見えます。市長初め執行部の皆さん、本当に限られた予算でいろんなところに目配りされてやってくれたのが18年度かなと、そんなふうにしてなかなかすべて満足いくようなことはできませんけど、そのようなことがあるということで私は賛成をいたします。

○議長（瀬川治男君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第2号 平成18年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第15 認定第3号及び日程第16 認定第4号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第15、認定第3号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてと日程第16、認定第4号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第3号と認定第4号については、文教福祉常任委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

認定第3号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、18年度決算と17年度決算の事業報告書の作り方が違うので、前年対比がしにくいので、今後同じように進むのかとの質問に、他市との参考と決算書の款・項・目に合わせ、見やすいような事業報告書様式にしました。対比については来年に向け考慮しますとの答弁でした。

1世帯当たり平均の国保税は、前年は18万921円、ことしは20万933円であり、増の理由は税制改革による影響もあるかもしれませんが、介護保険の限度額が8万円から9万円に引き上げられたことが大きな要因と考えますとの答弁でした。

滞納に関連して減免制度の周知はの質問に、周知に努力しますとの答弁でした。

認定第3号については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、質疑はなく全会一致で認定すべきものと決定しました。

○議長（瀬川治男君）

認定第3号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第3号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第4号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第17 認定第5号から日程第19 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第17、認定第5号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから日程第19、認定第7号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

認定第5号から認定第7号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

平成18年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については質疑はありませんでした。討論を省略し、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

平成18年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については質疑はありませんでした。討論を省略し、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

平成18年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については質疑はありませんでした。討論を省略し、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（瀬川治男君）

認定第5号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第5号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

認定第6号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第6号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

認定第7号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第7号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第20 請願第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第20、請願第1号 上真桑若宮地内での砂利採取事業についてを議題といたします。

請願第1号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

上真桑若宮地内での砂利採取事業については、請願書が出されておりました件で、執行部より経緯説明を詳細に受け、審査をいたしました。

砂利採取事業は産業であり、資源の有効利用として認められてはいるが、地元と業者がよく話し合い解決されることが望ましい。だが、市民より不安であるとの地元より意見も聞きますので、内容を吟味して意見書を提出するよう、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

○議長（瀬川治男君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、請願第1号 上真桑若宮地内での砂利採取事業については、原案のとおり採択することに決定しました。

日程第21 請願第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第21、請願第2号 原爆症認定制度に関する意見書の採択についてを議題といたします。

請願第2号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

請願第2号 原爆症認定制度に関する意見書の採択について、市内で被爆者手帳交付者が14名あり、62年余が経過した今でも原爆症の発病を初め多くの苦難と向き合い、不安な日々を送り、高齢化する被爆者の救済の観点から、早期に被爆者救済について適切な対応が図られるよう意見書を提出するよう、全会一致で採択すべきものとするに決定しました。

○議長（瀬川治男君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、請願第2号 原爆症認定制度に関する意見書の採択については、原案のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

11時から再開させていただきますので、お願いします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開します。

日程第22 議案第80号及び日程第23 議案第81号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第22、議案第80 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第23、議案第81号 本巣市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案の追加をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

本日提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第80号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成19年の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたため、本巣市職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

議案第81号 本巣市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

教育長の給与の支給方法は、本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例に規定する特別職職員の例によることとするため、改正するものでございます。

以上、詳細につきましては総務部長より御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

議案第80号と議案第81号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、議案第80号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第81号 本巣市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、順次補足説明をさせていただきます。

事前に配付させていただいております本巣市条例改正の概要、括弧といたしまして追加議案分ということで、平成19年12月21日といった資料をごらんいただきたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1番目の改正趣旨でございます。

国家公務員の給与の引き上げを求めた平成19年の人事院勧告に基づき、給与法が改正され、審議官級以上の指定職職員及び国務大臣等の特別職を除く国家公務員の一般職の給与が引き上げられました。このため、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、本巣市職員の給与に関する条例の一部について改正させていただくというものでございます。

2点目といたしまして、改正内容でございますが、第12条第3項関係でございます。子等に係る扶養手当の額を500円引き上げるということで、改正前が支給月額「6,000円」が「6,500円」にさせていただきますというものでございます。子等の等という中には、孫とか父母・祖父母等が含まれるということでございます。

第13条第3項関係でございますが、職員に扶養親族でない配偶者がある場合の規定を削除するというものでございます。

第29条第2項関係ですが、勤勉手当の支給率を定めた条項でございますが、この条項の中には、20年度分の勤勉手当の支給割合を100分の75、特定幹部職員にあつては100分の95に引き上げるといったものでございまして、この表の中の太くなった部分が改正をするというものでございまして、一般職員につきましては、6月期と12月期の勤勉手当を改正前「100分の72.5」を「100分の75」ということで100分の2.5引き上げるということで、12月も同じく「100分の72.5」を「100分の75」とし、100分の2.5ということで、年間で100分の5引き上げるといったものでございます。

特定幹部職員いわゆる主幹とか課長、部長等につきましても、6月期・12月期につきましてそれぞれ「100分の92.5」を「100分の95」ということで、100分の2.5ずつ合わせて100分の5を引き上げるといった内容でございます。

別表関係は、給料表ということでございますが、まず行政職給料表につきましては、一般事務職員ということでございまして、この給料表を適用になっている職員は合計で284人ございまして、そのうち引き上げの対象となるのが72人ということでございます。平均の改定額は1,418円といったことでございます。

医療職の1につきましては、これは診療所における医師とか歯科医師等が適用対象になるということで、適用対象職員は3名のうち、引き上げの対象職員はゼロということで該当ありません。

医療職の2につきましては、栄養士とか診療放射線技師等が適用の対象になりまして、3名でございますが、今回の引き上げの対象になるのはそのうち1名ということでございます。

医療職3につきましては、保健師とか看護師等が適用の対象になっておりますが、24名ございまして、そのうち今回引き上げの対象となりますのが10人ということでございます。

ちょっと申しおくれましたが、医療職の2につきましての平均改定額は2,000円、医療職3の平均改定額は1,860円といったこととなります。

若年層に限定して給料月額改定を行うといったものでございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

附則の部分でございまして、3の適用関係ということで、施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するということでございます。

勤勉手当に関する特例措置ということでございまして、勤勉手当の支給率につきましては、平成19年度に限って6月支給分を100分の72.5、特定幹部職員にあつては100分の92.5とし、12月支給分を100分の77.5、特定幹部職員にあつては100分の97.5といった経過措置が設けられております。

19年度の12月期の改正部分につきましては、太字になった部分ということで、一般職員につきましては改正前が「100分の72.5」を「100分の77.5」ということで100分の5引き上げるというものでございます。特定幹部職員につきましては、改正前の「100分の92.5」を「100分の97.5」ということで100分の5引き上げるといった内容のものでございます。

続きまして81号でございますが、一番最後のページの30ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表でございます。現行、右側の欄ですが第2条につきましては、給与の規定ということでございまして、その中で、2項の欄で教育長には他の本市の一般職に属する職員の例により通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において期末手当及び勤勉手当の支給に関しては、市長部局の部長の例によるといった規定を今回特別職につきましては、期末手当の改正を行わないということでございますので、このままの状態であれば教育長が改正の対象になるということになりますので、常勤特別職の職員、市長、副市長、収入役のそういった職員の例によるといった内容に改めるということで、勤勉手当をなくして期末手当の中に含めるといった改正内容でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（瀬川治男君）

議案第80号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

本案については、これまで引き下げられてきたり、あるいは凍結されてきた職員の給与が不十分と言いながらもアップするというところで賛成はいたしますが、1点だけ文言についてお伺いをします。

第13条の3で先ほど説明されたように、扶養親族たる配偶者のない者がという部分が、扶養親族たるという文言を削って単に配偶者のない者がというふうになるということですが、これは意味としてはどういうふう理解したらいいのでしょうか。その後すぐに扶養親族たる配偶者を有するに至った場合というふうに来るんで、単に言葉のダブリを削っただけなのか、ほかの意味があるのか、今まだ見たところですので、自分で判断しかねる部分がありますのでお伺いします。

○議長（瀬川治男君）

土川総務部長。

○総務部長（土川 隆君）

職員に扶養親族がある場合は、いわゆる配偶者があるのかないか、また配偶者に対する扶養手当の支給がされているか、されていないかといったことで判断をするものでありまして、配偶者手当が支給されていない、配偶者に対して扶養手当が支給されていない扶養親族については6,500円といった規定になっておりましたので、これから6,500円に改めるということでございますので、一律、この部分については削除するといった内容でございます。配偶者に対する扶養手当が支給されていない職員については、6,500円と一人当たり、ということで規定がされておったんですが、今後はすべて6,500円になりますので、それまでは6,000円の方もありまして、6,500円もありましたんですが、今申し上げた6,500円につきましては、くどいようですが、扶養控除になっていない配偶者が、いわゆる扶養手当の支給になっていない配偶者がある場合は6,500円ということになっておりましたので、どうも説明不足で申しわけございません。そういうことでございますので。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第80号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第81号 本巣市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第81号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第81号 本巣市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24 議案第82号から日程第29 議案第87号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第24、議案第82号 平成19年度本巣市一般会計補正予算（第6号）についてから日程第29、議案第87号 平成19年度本巣市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第82号から議案第87号までの各会計補正予算につきましては、ただいま御議決いただきました議案第80号 本巣市職員の給与に関する条例の改正に基づきまして、職員の給与を支払うための補正を行いたいものでございます。

議案第82号 平成19年度本巣市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

一般会計につきましては、歳出のみの補正でございます。予備費を821万6,000円減額いたしまして、職員給与費等に814万2,000円、国民健康保険特別会計へ繰出金として7万4,000円の増額をお願いするものでございます。

議案第83号 平成19年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ7万4,000円の補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金で7万4,000円でございます。歳出につきましては、職員給与費等の7万4,000円でございます。

施設勘定につきましては、歳出のみの補正でございます。予備費を62万3,000円減額いたしまし

て、職員給与費等に62万3,000円の増額をお願いするものでございます。

議案第84号 平成19年度本巣市簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

簡易水道特別会計につきましても、歳出のみの補正をお願いするものでございます。予備費を9万円減額いたしまして、職員給与費等に9万円の増額をお願いするものでございます。

議案第85号 平成19年度本巣市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

農業集落排水特別会計につきましても、歳出のみの補正をお願いするものでございます。予備費を15万円4,000円減額いたしまして、職員給与費等に15万4,000円の増額をするものでございます。

議案第86号 平成19年度本巣市公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、公共下水道特別会計につきましても、歳出のみの補正をお願いするものでございます。予備費から12万円7,000円を減額いたしまして、職員給与費等に12万7,000円の増額をお願いするものでございます。

議案第87号 平成19年度本巣市水道事業会計補正予算(第3号)についてでございます。

水道事業会計につきましても、収益的支出のみの補正をお願いするものでございます。予備費から6万円4,000円を減額いたしまして、職員給与費等に6万4,000円の増額をするものでございます。

よろしく御審議くださいますように、それぞれ御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(瀬川治男君)

議案第82号 平成19年度本巣市一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第82号 平成19年度本巣市一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第83号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第83号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第83号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第84号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第84号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第84号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第85号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第85号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第85号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第86号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第86号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第86号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第87号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
お諮りします。
ただいま議題となっております議案第87号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第87号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第87号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第87号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第30 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第30、発議第5号 暴力追放都市宣言決議についてを議題といたします。
発議第5号について、提出者に説明を求めます。
10番 中村重光君。

○10番（中村重光君）

暴力追放都市宣言決議（案）

暴力及び暴力的言動は、市民生活の平和と安全を脅かし、社会の破滅を招くものである。あらゆる暴力を追放し、社会の安寧・秩序を確立することは、本巣市及び議会に課せられた重要な課題である。

また、近年は、暴力団等の反社会的団体が地方公共団体などの行政機関に対し、違法・不当な要求を行う行政対象暴力も顕著化していると言われており、このような不当な要求に対しても断固たる対応が求められている。

よって、本市議会は関係機関に対し、暴力団等の対策強化を要望するとともに、市民・行政・事業者等一体となり暴力追放の気運を高め、暴力のない明るく安心して暮らせるまちを実現するため、ここに暴力追放都市宣言をし、同時に市が推進するよう要望する。

以上、決議する。

○議長（瀬川治男君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

内容についてはすばらしいことなんですが、暴力ということについては幅広い意味があるんですね。その中で中村議員が言われる暴力団ということで断定されるのか、そうではなくて暴力全体に対してのことであるのか、暴力においては言葉の暴力もあるだろうし、肉体的な暴力もあるだろうし、また精神的な暴力もあるだろう。そのことを踏まえて広くというふうに全般ということではありましたが、その中において最後の方に「暴力団」という固有名詞が述べられておりましたけれども、暴力団に対しての暴力追放宣言なのかということをお尋ねしておきます。

○議長（瀬川治男君）

10番 中村重光君。

○10番（中村重光君）

回答になるかどうかわかりませんが、私の見解を述べたいと思います。

昨今、毎日のように新聞・テレビ等で暴力行為により死亡事件が多発し、目に余るニュースが報道され心を痛めております。私一人だけではないと思います。特に青少年に与える影響は、はかり知れないと判断をいたしております。この現況を考えれば、今、我々議員は、いや議会が先頭に立ち、本巣市民の安全・安心を守る立場から1日も早く暴力追放都市宣言を決議し、市民の皆様に対してメッセージを発信し、啓蒙活動を強化することが議員の責務と私は考えております。

今、鏝本議員が御質問ありましたように、小異を捨てて大同についていただくことが重要な任務と私は考えております。鏝本議員にはこの提案者の熱い思いを必ず御理解をしていただけるものと確信をしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（瀬川治男君）

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

内容においてはすばらしいことであると言っておるんです。だから暴力追放ということに関しては大いに賛同はします。ただ、その暴力ということに対して、先ほども言いましたように幅広い暴力というものがあるんです。肉体的暴力もあれば、精神的な暴力もある。そういうものを含めて、その中において暴力団という言葉も出てきて、さっきと重複してしまうんですけども、暴力団としての云々ということが掲げられる、それを排除することも大いに結構なことです。そして、またその中において市会議員として市民に対してそのことをアピールしていく、また行政に対してそのことをアピールして行政の方から都市宣言をしていただきたいというような要望だと思うんです。すばらしいことだと思います。ただ、本巢市においては、公共事業をしてもらっておる業者に対して暴力団等が介入をして恐喝をしたという、今、現実において警察の方へ御厄介になっておられる人がおられる。そういう人と市会議員とのつながりをとやかく言われては、出す方としても市会議員としても、もしあるとすれば、非常にいかなものかということもあるし、また、いろんな形において市会議員として市民に訴えていく場合において、自分の襟が正されておればそれにこしたことはないんですが、私も知ってのとおり過去のいろいろなことがある中に踏まえて意見として言わせてもらっておるんですが、人に、市民に物を言う場合において、議員としての襟が正されておれば市民に対して質問をなされたときに、これこれこういうふうでこういうことですよと言えると思うんです。だから、皆さんが市民の方々に訴えるときに、市会議員として凛とした姿勢を持って物事を見て、そしてこの都市宣言を胸を張って市民に訴えられる要望であれば、大いに賛同はさせていただきます。以上。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○10番（中村重光君）

ありがとうございました。

○議長（瀬川治男君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第5号については、委員会付託を省略したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案を原案のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第5号 暴力追放都市宣言決議については、原案のとおり採決することに決定しました。

日程第31 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第31、発議第6号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。
発議第6号について提出者に説明を求めます。

1番 黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

発議第6号につきまして、提案趣旨を御説明いたします。

意見書の内容につきましては、案として皆様に配付のとおりでございます。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書提案理由。

1. 道路特定財源のガソリン諸税の暫定税率分について、岐阜県は暫定税率分が廃止された場合、県内の道路整備事業費は現状の2割程度になるという試算がされました。具体的な数字を上げますと、2005年度の県決算額では、県の収入となった道路特定財源は約289億円となっています。県によると、同諸税の暫定税率廃止の場合、県税の軽油引取税、自動車取得税、地方道路譲与税の暫定税率分131億円が減少と言われていています。加えて、国の道路特定財源も暫定税率が減り、交付金制度もなくなることから補助事業の大幅縮小、交付金事業の廃止が予想されます。暫定税率、交付金事業廃止の場合、2005年度の決算をもとにした推計では、道路事業費724億円が約8割減の155億円となるとしています。これを本巣市に当てはめると、約4億3,000万円のうち、かさ上げ分である約2億円の財源がなくなり、本市の道路整備事業に大きな影響が出ます。

2. 先ほど示された本市の財政計画によりますと、歳入歳出差し引き額は、今後10年間おおむね約1億円の黒字で推移されるとなっています。市民の皆様方からはそれぞれの立場でいろいろな御意見はあろうかと思われませんが、地域の産業・経済の活性、生活基盤の充実等、本市の健全なる発展を総合的に判断しますと、道路網の整備は不可欠であると考えます。現在並みの道路整備事業を遂行するに当たっては、前に示した数字を簡単に当てはめると、約1億円の赤字収支となり、市

の財政に大きな負担となります。

以上をもって提案理由とします。

○議長（瀬川治男君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

あえて質疑は行いませんでしたが、私の見解を述べたいと思います。

この道路特定財源に関連して、国土交通省がこの11月に道路の中期計画の素案を発表いたしました。ことしじゅうに、この中期計画を策定するというふうになっているようですが、その中身を見ますと、今後10年間の道路建設費は68兆円に上ります。1年当たりになると、単純に10で割れば6兆8,000億円となります。道路特定財源は国交省の資料を見ておきますと、国・地方を合わせて6兆円程度であります。したがって、道路特定財源を超える道路建設をこれから10年間やっていくということを打ち出しているわけであります。そこで、道路特定財源って、一体どういうものなのかということで見ますと、もともと戦後の立ちおくれた道路整備に対処するために、当時は財政もなかったということで、後の総理大臣である田中角栄氏が考え出したというふうにある資料に書いてありましたけれども、そういう当時の非常に戦後の混乱した、あるいは財政的にも非常に厳しいという状況の中で、自動車利用者の負担を進めることを目的に、1954年に始まったというふうに書いてありました。ところが、現在、先ほど申し上げたような年間6兆円近くの豊富な財源があるということで、本当に必要な道路に使うだけならば結構なんです、そうでなく無駄な道路建設も一方ではどんどん進められている。そのことに対して国民から大きな批判があり、一般財源化の問題がクローズアップされてきたというふうに理解しています。

道路特定財源については、私たちは本当に道路に使うだけではなくて、道路を車が走ることによって交通事故あるいは公害等いろんな社会的な問題も引き起こしてまいります。そのことを考えてみれば、道路に特定するということについてはやはり問題があるのではないか、一般財源化するこ

とによって本当に必要な道路があればそこにはきちんと税金を投入する、そうでない部分については社会的な、福祉や暮らしを守るそういった部分にも向けていくことが当然求められていくんではないかというふうに考えています。

こうした多額の膨大なお金を既得権化するようなものについては、やはり国民のアンケート、世論調査を見ても多くの国民が廃止すべきだという意向を述べている。このことを真摯に受けとめるべきではないかというふうに考えています。

先ほど岐阜県あるいは本巢市の例を上げて、必要だ必要だというふうに言われます。そのことを否定はしません。けれども、そのことと道路特定財源がずっと堅持されなければならないというのは別問題で、一般財源化することが道路ができなくなるということになっていくというふうには考えられないので、そういった点からもこの特定財源を堅持していくというような方向については反対をせざるを得ないというふうに考えております。

以上、反対討論とします。

○議長（瀬川治男君）

ただいま反対の発言がありました。原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

道路特定財源の堅持に関する反対討論がございましたので、賛成討論を行います。

道路特定財源につきましては、私の一般質問の中で市長さんのお言葉もいただきましたように、本巢市に与える財政的な影響力は非常に大きいものがあるということは、それぞれの議員の認識もありますし、鶴飼議員そのものも道路の必要性のことは認めておられます。道路特定財源が一般財源化されるということについては、道路財源から余った中での一般財源化ということは政府案も出ている状況ではあります。しかし、今、私たちがこの本巢市をどうしていこうかという中では、この道路特定財源の堅持は必要不可欠というふうに考えております。ですから、国に対しては道路特定財源の税率を堅持するということを要望して、意見書を提出していくことが大切だということを思っておりますので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（瀬川治男君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第6号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

日程第32 発議第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第32、発議第7号 上真桑若宮地内での砂利採取事業に関する意見書についてを議題といたします。

発議第7号について提出者に説明を求めます。

18番 戸部弘君。

○18番（戸部 弘君）

発議第7号についての説明をさせていただきます。

上真桑若宮地内での砂利採取事業に関する意見書（案）

本巢市上真桑字若宮735番地ほか3筆において砂利採取事業が計画されております。

この事業について、地元自治会から現状での同意はできない旨の請願が提出されました。

本巢市議会としては、地域住民の安全・安心な生活を確保されるよう強く望んでおります。

砂利採取計画認可申請書の取り扱いについては、「岐阜県砂利採取計画認可申請手続要領」に定める添付書類が整備され、また「本巢市砂利採取事業等に関する指導要綱」において定める事項が達成されるまで慎重に取り扱っていただくことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

岐阜県本巢市議会議長 瀬川 治 男

岐阜県知事 古 田 肇 様

以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第7号 上真桑若宮地内での砂利採取事業に関する意見書(案)については、原案のとおり採択することに決定しました。

日程第33 発議第8号(上程・説明・質疑・討論・採決)

○議長(瀬川治男君)

日程第33、発議第8号 原爆症認定問題の早期解決を求める意見書についてを議題といたします。

発議第8号について提出者に説明を求めます。

5番 高田文一君。

○5番(高田文一君)

それでは、発議第8号について説明をさせていただきます。

先ほど原爆症認定制度に関する請願書を全会一致で採択いただきまして、ありがとうございます。

その請願書の原文を尊重し、意見書を作成いたしましたので、朗読をし、説明にかえさせていただきます。

原爆症認定問題の早期解決を求める意見書(案)

昭和20年8月に投下された原子爆弾は、一瞬に広島、長崎の街を廃墟にし、21万人の尊い命を奪い、現在、国内には約25万人、岐阜県には600人を超える被爆者が存在するが、その多くがさまざまな病気に苦しんでいる。

被爆者の援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、国において様々な対策が講じられているが、原爆症の認定については、全国各地で認定申請を却下された被爆者から却下処分の取り消しを求める集団訴訟が提訴されている。しかし、国はかかる裁判において原爆症と認定すべきとする判決を受けても控訴し、結果として認定を拒んでいる。

原爆投下から62年余が経過した今でも原爆症の発病をはじめ、多くの苦難と向き合い、不安な日々を送る被爆者の苦しみは計り知れないものがあり、高齢化する被爆者には、一刻の猶予も許されない状況である。

よって、国におかれては、高齢化した被爆者の救済の観点から、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨を踏まえ、原爆症認定集団訴訟の控訴を取り下げ、すべての裁判の解決を図ること。また原爆症認定制度を被爆者の実態に即したものに抜本的に改正し、早期に被爆者救済について適切な対応を図られるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

提出先は以下のとおりでございます。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第8号 原爆症認定問題の早期解決を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

日程第34 議員派遣について

○議長（瀬川治男君）

日程第34、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、本巣市議会会議規則第161条の規定により、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（瀬川治男君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第7回本巢市議会定例会を閉会といたします。17日間にわたり大変お疲れさまでございました。

午前11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員